

令和4年度 自治公民館備品整備助成事業実施要領
— 令和3年度共同募金実績に基づく令和4年度配分事業 —

1. 目的

地域住民の活動拠点である自治公民館（それに類する集会所を含む。）の備品整備に対する助成を行うことにより、地域における福祉活動の推進を図るとともに、共同募金への理解を促進することを目的とする。

2. 助成対象

共同募金の趣旨を理解し、共同募金運動に積極的に協力する単位自治会とする。

3. 助成自治会数及び選定方法

- (1) 助成自治会数 校区内の単位自治会数（令和4年4月現在）に応じて、下記のとおりとする。
- ・単位自治会数が20以下の校区……2単位自治会まで
 - ・単位自治会数が21以上の校区……3単位自治会まで
- (2) 選定方法 各校区内で協議し、申請自治会を選定する。

4. 助成総額

3,000千円以内

5. 助成対象事業

佐賀市内の自治公民館の下記に掲げる備品整備事業で、令和5年3月末までに完了する事業とする。

- ① 椅子
- ② 机
- ③ エアコン
- ④ ストーブ、ファンヒーター
- ⑤ テレビ
- ⑥ ワイヤレスマイクセット
- ⑦ 冷蔵庫
- ⑧ IHコンロ（卓上タイプ）
- ⑨ 掃除機
- ⑩ 温水洗浄便座（取り付けタイプ）
- ⑪ 黒板、ホワイトボード
- ⑫ 電子レンジ
- ⑬ 手すり
- ⑭ カーペット
- ⑮ カーテン

6. 助成対象経費

前項の事業に要する経費

7. 助成基準

- (1) 助成金は対象事業費総額の8割以内とし、5万円を上限とする。また、助成金に千円未満の端数が生じる場合については、その端数を切り捨てた額とする。
- (2) 申請自治会は、対象事業費総額の2割以上を自己資金として確保できるものとする。

8. 助成の条件

助成事業により整備した備品に、共同募金配分金が活用されている旨の表示をすること。

9. 申請方法及び助成決定時期

- (1) 申請方法 「助成金交付申請書」に「見積書」、「カタログ(写)」を添付して、佐賀市社会福祉協議会へ提出する。
- (2) 申請受付期限 令和4年12月20日(火)迄
- (3) 助成決定時期 毎月20日締め、当月末日決定
※申請内容を審査し、結果は、校区自治会長及び単位自治会長に通知します。
※審査の結果、減額や助成できない場合があります。

10. 助成決定後の流れ

(1) 助成金の交付

「決定通知書」を受け取った自治会は、請求書を決定月の翌月20日までに佐賀市社会福祉協議会に提出する。(助成金の交付は、請求書提出後の翌月中旬に行います。)

(2) 事業完了報告

助成金の交付を受けた自治会は、助成金交付日の翌月末日までに「事業完了報告書」を佐賀市社会福祉協議会に提出する。

11. その他の留意事項

(1) 助成決定後の事業内容変更について

助成決定後、事業内容や助成額に変更が生じる場合は、変更申請書を佐賀市社会福祉協議会に提出すること。その際、見積書等の提出を求める場合があります。

(2) 助成金の返還について

次に掲げる事項に該当する時は、助成金の一部または全額の返還を求めることがあります。

- ①変更申請書の事前提出がなされず、事業費総額の減額に伴い助成額に変更が生じたとき
- ②事業が適正に実施されなかったとき
- ③本実施要領の規定に違反したとき

(3) 助成金の広報について

助成を受けた事業は、広報の一環として共同募金会作成のチラシや佐賀市社会福祉協議会のホームページ等に掲載する場合があります。

12. 問い合わせ先

佐賀市社会福祉協議会 総務課
佐賀市兵庫北三丁目8番36号(ほほえみ館3階)
TEL: 0952-32-6670、fax: 0952-32-6665

| 回 | 申請書提出日 (自治会提出日) | 決定月日 (市社協通知日) | 請求書提出日 (自治会提出日) | 助成金振込日 (交付日) (市社協交付日) | 報告書提出期限日 (自治会提出日) |
|---|--------------------|------------------|--------------------|-----------------------------|----------------------|
| 1 | 5月20日迄 | 5月31日 | 6月20日迄 | 7月11日 | 8月31日迄 |
| 2 | 6月20日迄 | 6月30日 | 7月20日迄 | 8月10日 | 9月30日迄 |
| 3 | 7月20日迄 | 7月29日 | 8月22日迄 | 9月12日 | 10月31日迄 |
| 4 | 8月22日迄 | 8月31日 | 9月20日迄 | 10月11日 | 11月30日迄 |
| 5 | 9月20日迄 | 9月30日 | 10月20日迄 | 11月10日 | 12月28日迄 |
| 6 | 10月20日迄 | 10月31日 | 11月21日迄 | 12月12日 | 1月31日迄 |
| 7 | 11月21日迄 | 11月30日 | 12月20日迄 | 1月10日 | 2月28日迄 |
| 8 | 12月20日迄 | 12月28日 | 1月20日迄 | 2月10日 | 3月31日迄 |